

## 越前市文化・芸術団体育成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の文化・芸術団体の育成及び振興を図る事業に対し、越前市文化・芸術団体育成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付することにより、市民の文化・芸術活動の向上に資するものとする。

### (適用規則)

第2条 補助金の交付等については、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第3条 この事業の補助対象事業者は、市内の文化・芸術活動を主たる目的とする団体の育成及び振興を図る団体で、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市民の文化向上に大きく貢献すると認められ、広く市民に門戸を開いた団体が加盟し、それらの団体の育成及び振興を図る団体であること。
- (2) 当該団体の運営組織が明確であること。
- (3) 当該団体における会計処理が適正かつ健全であること。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、市内の文化・芸術団体の育成及び振興に資する事業とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条の事業に要する経費であって、次に掲げる経費のうち市長が必要かつ適当と認める経費とする。ただし、視察費、研修費及び食糧費を除く。

- (1) 会議、総会、大会等に係る経費
- (2) 顕彰及び交流に係る経費（視察費を除く。）
- (3) 加盟団体及び加盟団体で構成される組織の活動助成費
- (4) 事務に係る経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業実施に当たり合理的に必要と認められ

る経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、1件当たりの補助金の限度額は、60万円とする。

2 前項の場合において、算出された補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(市内業者への発注)

第7条 補助団体は、補助対象事業を実施するに当たり、消耗品、印刷製本、原材料、備品等の購入については、市内業者への発注に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

(越前市文化・芸術団体運営補助金交付要綱の廃止)

3 越前市文化・芸術団体運営補助金交付要綱(平成17年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。